

「郵政行政モニタリング会合」開催要綱

1 目的

近年、郵政行政分野における事業者の重大な不祥事案件が複数発生したことを踏まえ、「デジタル時代における郵政行政の在り方に関する懇談会」の報告書（令和3年7月21日公表）に基づき、所管事業者に対する監督指針を令和3年8月に策定するなど、総務省として事業者におけるコンプライアンスやガバナンスの態勢強化に取り組んできたところである。

しかし、引き続き事業者における不祥事案件が発生していることから、コンプライアンスやガバナンスの一層の態勢強化を求めるとともに、再発防止策の確実な実施を促し、経営の適正性や健全性を確保することが必要である。

このため、郵政行政分野における総務省の監督態勢を強化し、専門家の助言を得て、事業者のモニタリングを適確に進めることを目的として、「郵政行政モニタリング会合」（以下「会合」という。）を新たに開催する。

2 名称

本会合は、「郵政行政モニタリング会合」と称する。

3 構成及び運営

- (1) 本会合は、郵政行政部長（以下「主宰者」という。）の懇談会として開催する。
- (2) 本会合の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主宰者は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) その他、本会合の運営に必要な事項は、主宰者が定めるところによる。

4 議事等の扱い

- (1) 本会合は、事業者の非公開情報を取り扱うことから、原則として非公開とする。
- (2) 本会合の会議で使用した資料については、事業者の非公開情報を取り扱うことから、原則として非公開とする。
- (3) 本会合については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主宰者が必要と認める場合については、非公開とする。

5 開催期間

本会合は、令和4年2月から開催する。

6 庶務

本会合の庶務は、情報流通行政局郵政行政部企画課が、郵便課その他郵政行政部関係課室と連携して行う。

(別紙)

郵政行政モニタリング会合 構成員一覧

(敬称略、五十音順)

	構成員名	役職
1	泉本 小夜子	泉本公認会計士事務所代表
2	上瀬 剛	PwC コンサルティング合同会社パートナー
3	斉藤 邦史	慶應義塾大学 総合政策学部 准教授
4	田島 正広	田島・寺西法律事務所代表パートナー

(オブザーバ) 内閣官房郵政民営化推進室